

火災に遭われた場合の廃棄物（り災ごみ）の扱いについて

穂高広域施設組合

組織市町村内（安曇野市・池田町・松川村・生坂村・筑北村・麻績村）の一般住宅（物置等も含む）が火災に遭われた場合、火災により生じた廃棄物を持ち込むことができます。

ただし、火災に遭った建物を建設業許可業者及び解体工事登録業者にて解体された廃棄物は、建物の用途に係わらず産業廃棄物になるため受け入れできません。

（１）受け入れることができる品目

- ・紙くず、革製品、布きれ、プラスチックなど、一般に燃えるごみとして出せるもの。
- ・瀬戸物、ガラス、瓶など、一般にガラス・陶器類として出せるもの。
- ・鍋・缶など、一般に金属類として出せるもの。
- ・タンス、布団、畳など、可燃性の粗大ごみ（2.0m×1.2m×1.0m以内の大きさ）

（２）受け入れができない主な品目

- ・電化製品（家電リサイクル法対象機器・小型家電）、消火器、バッテリー等
- ・不燃性の粗大ごみ、可燃物と不燃物の混合している粗大ごみ
- ・建物の躯体

（３）持ち込みの方法について

- ① 事前に被災関係者（本人・同居家族・ご親族）から、当組合まで必ずご連絡をお願いいたします。持ち込める物や持ち込み方の確認等をします。（穂高広域施設組合 TEL：0263-82-2147）
- ② 事前または最初の持ち込み時に、消防署から発行されるり災証明書の写しをご提出ください。
- ③ 持ち込む方は、被災者、組織市町村から一般廃棄物収集・運搬の許可を受けている事業者に限ります。一般廃棄物収集・運搬許可業者へ委託する場合も被災者がその都度同行してください。（運搬に係る経費や委託料は、被災者の負担となります）持ち込みや同行が不可能な場合は、同居家族またはご親族へ委任することができますので、委任状のご提出をお願いいたします。
- ④ 持ち込む車両は、2tトラック・ダンプ以下とします。中身の確認をその都度しますので、中身の確認できない車両（パッカー車等）、中身が確認できない状態（中身の見えない袋や、横にベニヤ板等であおりをつけた状態等）での持ち込みはできません。
- ⑤ 必ず「（１）受け入れることができる品目」の４種に分別してお持ち込みください。
- ⑥ 荷下ろしは基本的に持ち込み者に行っていただきますので、手下ろしができる量での持ち込みをお願いいたします。
- ⑦ 持ち込み者の本人確認をさせていただきますので、住所等がわかるもの（免許証等）をお持ちください。

上記のとおりり災ごみを持ち込まれる場合、処理料金が減免（100%）となります。

減免とならない場合は、処理料金として220円/10kg頂きます。

（お問い合わせ）

穂高広域施設組合 環境第1係

TEL：0263-82-2147 FAX：0263-82-8779